

# 青木あすなる建設施工協力会 『栄々会』

## 1. 目的

弊社の方針に従い会員相互の親睦を図り、弊社との取引関係及び工事の円滑化を図ると共に連携を親密強固にして、弊社と会員の相互発展に寄与すること。

## 2. 組織

支部栄々会の活動を支援、調整、統括するため青木あすなる建設(株)本社に本部を設置します。

支部栄々会は、実質的な活動の主役を担うものとし、積極的に当該事業を行うものとします。

(現行の栄々会は支部栄々会になります。)

各本店を核として、下記本支店ごとに支部栄々会を設置します。

- (1) 東京土木本店・東京建築本店・東北支店・名古屋支店・北海道支店
- (2) 大阪本店・九州支店

## 3. 事業

前項の目的を達成する為、次の事業を行います。

- (1) 労働災害防止に関する事項
- (2) 労務管理、安全管理、衛生管理に関する事項
- (3) 安全衛生教育の指導、援助に関する事項
- (4) 施工技術に関する教育、研修及び資格取得の指導、援助に関する事項
- (5) 工事情報の提供など会社の工事獲得に対する積極的な協力に関する事項
- (6) 栄々会会員相互の親睦、交流に関する事項 他

## 4. 入会

施工を伴う取引を行う協力会社は自動的に本会の会員となるものとする。

但し、工事を受注する際に採用が条件で施工が1度に限られる事が明らかであり、加入を希望しない場合を除く。

## 5. 会員区分

- (1) 正会員:弊社の施工の中核となる協力会社であり、所定の手続きを経て承認された会社です。
- (2) 一般会員:正会員を除く施工を伴う協力会社です。新規取引会社は原則として一般会員です。
- (3) 賛助会員:非会員(材料納入のみを行う協力会社)が施工協力会活動に参加を希望する場合  
定額会費相当額を支払うことによって各種活動に参加することができます。

## 6. 会費の徴収

本会の維持、活動費用として下記の会費を徴収いたしますので、ご協力の程よろしく願いいたします。

### (1) 定率会費

(正会員、一般会員) 毎月の検収金額より会則に定められた料率による定率会費を徴収いたします。  
※毎月の検収より会計システムにて徴収いたします。

### (2) 定額会費

(正会員、賛助会員) 年会費として、会則に定められた定額会費を徴収いたします。

なお、定額会費は複数の支部で活動する正会員については1社分のみとします。  
※毎年7月検収より会計システムにて徴収いたします。

## 7. 正会員の認定

2023年度以降の正会員の認定は、支部役員会の承認を経て本部へ申請し、本部にて審査を行い年1回開催される本部役員会において認定します。